

大規模災害時における法律相談業務に関する協定書

愛媛県（以下「甲」という。）と愛媛弁護士会（以下「乙」という。）とは、災害時における法律相談業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛媛県に地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して要請する法律相談業務に関し、必要な事項を定める。

（協議）

第2条 甲は、災害時における県民の不安解消のため、緊急に法律相談を行う必要が生じたときは乙と協議の上、法律相談会を開催するものとする。

2 諸般の事情から乙において緊急に法律相談を行う必要が生じたと認め、乙から甲に対し、その旨の告知があり、甲がその必要性を認めたときも、前項の例による。

3 法律相談会の開催について県内市町から要請があった場合には、甲、乙及び当該市町で協議し、必要な調整を行うものとする。

（法律相談担当者の連絡）

第3条 乙は、前条記載の協議の結果、法律相談を行う場合には、速やかに法律相談担当者を選出し、甲へ法律相談担当者名簿を提出する。ただし、緊急を要するなど事前に名簿を提出することができない場合は、これを省略することができる。

2 法律相談担当者は、乙の会員弁護士であることを原則とする。ただし、諸般の事情により乙の会員のみによる対応が困難な場合は、乙の会員でない弁護士を派遣することができる。

（報告）

第4条 乙は、実施した法律相談の件数、対象者、相談内容について随時甲に書面で報告をするものとする。ただし、その具体的範囲は、弁護士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（相談業務に関する調整）

第5条 第2条第1項及び第2項の規定に基づく法律相談会の実施に当たり必要な広報及び会場の確保は、原則として甲において実施する。

2 第2条第3項の協議により、市町において法律相談会を実施する場合においては、必要な広報及び会場の確保は、原則として当該市町に依頼する。

（経費の負担）

第6条 甲と乙は、この協定に基づく法律相談業務について、県民に対して無償で提供することを相互に確認する。

2 甲は、乙に対し、この協定に基づく法律相談業務に要する報酬その他の経費は支弁しないものとする。

(平時における準備)

第7条 甲と乙は、この協定が想定する事態に備え、平時において、情報交換や相談窓口の連絡先等の提供に努めるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく法律相談業務に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から文書により相手方に対して異議の申し出がないときは、更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成30年3月14日

甲 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
愛媛県
知事 中村 時 広

乙 愛媛県松山市三番町4丁目8-8 愛媛弁護士会館
愛媛弁護士会
会長 高橋 直 人